

仕事と介護の両立のための啓発動画作成・発信業務 仕様書

1 委託業務名

仕事と介護の両立のための啓発動画作成・発信業務

2 委託業務の目的

仕事と介護の両立のため、啓発動画を作成・発信し、介護に向けた事前の知識の習得や心構えの重要性を伝えることで、とくに現役世代の介護に向けた事前の準備を促す。

3 委託の期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託業務の内容

(1) 啓発動画の作成・納品

ア 企画・構成

a. 動画の企画・構成について、国や県等の資料を参考にしながら次の2点を踏まえ提案し、提案内容を基に県地域包括ケア課と協議の上、決定すること。

・介護離職の現状

主に30～50代の現役世代を対象に、介護者の増加や介護離職の状況、介護に要する費用、離職後の負担の状況等を示し、親の介護は身近な問題であり、備える必要があること、介護をきっかけに離職をしてしまうことは、さらなる負担増につながる等について、統計データ等を用いて伝える。

・介護離職防止のための知識と心構え

主に30～50代の現役世代を対象に、介護離職をしないために相談先や介護保険制度に関する知識を身に付け、早期に相談機関や勤め先に相談する、他者を頼るといった親の介護にあたっての心構えを身に付ける。

b. 本編動画と広告用動画の2種類の動画を作成すること。動画の用途としては、下記のとおりとする。

・本編動画

県公式 YouTube への掲載

県内企業へデータを配布し、企業での研修等での使用

・広告用動画

本編動画へ誘引するための YouTube インストリーム広告で使用

イ 素材の調達

動画の作成に必要な素材の取材・撮影や調達、作画等を行うこと。

ウ 編集

動画の編集を行うこと。編集にあたっては、下記の点に留意すること。

- a. 音響・BGM・声優等によるセリフやナレーションを挿入すること。
- b. セリフやナレーションに応じて、字幕を付すこと。
- c. 編集過程においても内容について、適宜県地域包括ケア課と協議すること。
- d. 動画の規格は次のとおりを基本とするが、動画の用途を鑑み県地域包括ケア課と協議の上、決定すること
 - ・アスペクト比 16:9
 - ・ファイル形式 WMV、MP4
 - ・解像度 4K 又はフル HD
 - ・動画の長さ 本編動画 30 分程度
広告用動画 15 秒
 - ・使用期限 定めない

エ 校正

納品前に、県地域包括ケア課との複数回の内容確認及び修正等の校正の機会を設けること

オ 完成した動画（以下、成果物という。）の納品

- a. 納品方法
電子データで納品すること
- b. 納品先
埼玉県福祉部地域包括ケア課地域包括ケア担当
- c. 納期
令和 6 年 10 月 31 日(木)

(2) 広告用動画を使用したインストリーム広告の配信

ア 配信する媒体

動画共有サービス「YouTube」

イ 配信対象者

埼玉県内に位置情報がある 30 代～50 代の「YouTube」閲覧者

ウ 配信形態

インプレッション課金（広告配信回数により課金するもの）

エ 配信期間

2 週間程度（令和 6 年 11 月中に配信すること）

オ 広告配信数

動画の最低視聴回数については、提案による。

※スキップされた場合はカウント外とする。

※同一閲覧者 1 人あたりの視聴回数は 3 回までカウントできるものとする

※課金発生した配信実績に対して、支払うものとし、それ以外の手数料等は請求できないものとする。なお、請求金額の上限は、4(1)と合わせ、本委託契約金額の範囲とする。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）等はすべて県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。受託者は県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者の許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

6 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

7 その他

県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。